

令和 8 年度 防犯灯設置(新設)申請にあたっての注意事項

(1) 自治会負担額

20,000 円

(2) 設置基準

防犯灯の新設に当たっては、「高松市防犯灯設置基準」に基づき、既設の防犯灯、水銀灯、その他街灯類の照明効果がおよばない場所で、かつ、既設防犯灯から直線距離で約30メートル以上離れた場所に設置するようにしてください。

(3) 電柱の所有者

電柱の所有者は、電柱番号を記載したプレート（2枚ついている場合には上側のプレート）で判別します。地名がカタカナで表示されているものは四国電力、漢字で表示されているものはNTTのものです。木柱（大半が旧高松市有線放送電話協会所有）には設置できません。

電気工事業者が施工する際、申請いただいた電柱所有者と実際の電柱所有者が相違している場合、確認作業や書類の提出等が必要となり、工事の遅延が発生します。現地で十分確認してください。

【NTT柱への設置】

NTT柱への設置は申請方法がWEBシステムに移行し、過渡期であるため、高松市より最小限にするよう指示があります。そのため、できる限り四国電力柱に設置することをおすすめします。



(4) 関係者の同意

① 周辺住民

防犯灯の設置に当たっては、近隣の住民から「一晩中明るく、眠れなかった」、「稲の成育が悪くなった」等の苦情が寄せられることがありますので、当該防犯灯周辺の住民の方（田畑の所有者を含む）に、必ず同意を得るようにしてください。灯具の向き（方向）も十分協議してください。

② 地権者

設置申請する建柱地の地権者に必ず同意を得てください。

- ・ 私有地 ⇒ 土地所有者
- ・ 道路 ⇒ 道路管理者（市道=高松市道路管理課、国道=高松土木事務所、国道=香川河川国道事務所/高松国道維持出張所）
- ・ 公有財産 ⇒ 公有地管理者（公園=高松市公園緑地課）

（注）県道は道路占有許可の取得が困難なことから原則設置できません